

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 担当者御中

郵便番号 160-0023

(ふりがな) とうきょうと しんじゅくく にししんじゅく

住所 東京都 新宿区 西新宿7-11-18

(ふりがな)

氏名 ローデ・シュワルツ・ジャパン株式会社

かぶしがいしゃ

だいひょうとりしまりやく よしむら あきひこ

代表取締役 吉村 昭彦

この度は、このような意見応募の機会を設けて頂きましたことに、厚く御礼申し上げます。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案) に関し、別紙のとおり意見を提出致します。

なお、問合せなどがございましたら、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い申し上げます。

別紙 「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」（案）に対する意見

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見内容
総論		(報告書全体)	<p>携帯端末向けマルチメディア放送は、放送と通信の融合により、今までに無い新しいビジネス分野の開拓が期待されます。但し、通信市場と同様に、技術革新が早く、ダイナミックに変化する事業環境を考えると、現時点で本サービスを予測することは大変難しいことと思います。事業者が、大きなリスクを背負いながら、新たなビジネスを創出し、ユーザ・ニーズに即したサービスを迅速に提供し続ける為には、事業者に対し、事業運営上の自由度があり、競争を促進するような制度、環境を提供することが重要だと考えます。</p> <p>本報告書は、携帯端末向けマルチメディア放送を、今までに無い新しいビジネス分野として位置付け、事業運営上の自由度を持たせ、競争環境の構築にも配慮されてものであり、基本的に賛成します。</p>
29頁	7行目から 13行目	<p>第4章 制度の在り方 2 参入規律 (1) 参入の枠踏み イ ハード事業 (ア) 「全国向け放送」のハード事業者数 (前略)</p> <p>以上を踏まえると、全体の設備投資額が少なくなること、ガードバンドの確保が原則不要となり周波数の有効利用に資することとの観点からは、ハード事業者の数を1とすることが適当である。他方、サービスエリアのカバー率や屋内での受信環境の向上等について競争の効果が期待されること、現時点で参入を検討している事業者はハード事業者が複数(二重投資)となっても事業性を確保できると考えていることを踏まえれば、ハード事業者の数を2とすることも考えられる。</p>	<p>事業環境のダイナミックな変化が予想される本サービスでは、ユーザ・ニーズに即したサービスを迅速に提供し続ける為に、競争環境の構築が重要と考えます。よって、競争促進の観点から、ハード事業者の数は2とすることが望ましいと考えます。</p>

33頁	12行目から 16行目	<p>第6章 制度の在り方</p> <p>3 事業規律</p> <p>(1) 番組関係</p> <p>ア 番組規律</p> <p>(前略)</p> <p>従来から地上放送の重要な役割とされている災害時の放送については、マルチメディア放送についても同様の規律を設けることが適当であり、従来のアナログ放送との役割分担や、「地方ブロック」は従来の「県域」よりも広範囲であること等を踏まえつつ、視聴者保護の観点から、十分な検討を行うことが必要である。</p>	<p>災害放送に対する規律化について、「地方向けブロック放送」に関しましては、地域情報の発信（特にマルチメディア情報）は、災害時の活躍が期待されますので、規律を設けることに賛成します。</p> <p>一方「全国向け放送」に関しましては、既にワンセグ放送など既存のインフラが災害時に活用できます。よって、この規律を設けないことにより、設備投資の抑制、運用コスト削減が期待できますので、災害放送への規律を設けないことが望ましいと考えます。</p>
43頁	4行目から 16行目	<p>第5章 技術方式の在り方</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(3) 国内規格の統一の要否</p> <p>イ 「全国向け放送」について</p> <p>(前略)</p> <p>「全国向け放送」について、事業者から複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、個々の技術方式に関する利用者負担への影響が免許審査等の段階で十分に勘案されることを前提に、様々なリスクを勘案した上で事業を行おうとする事業者の選択の幅を拡大する観点から、基本的にはそれらのすべての技術方式を国内規格とすることを検討することが適当である。</p> <p>他方、現在検討対象となっている技術方式については、基本的に技術的な優劣はなく、これにより実現できる放送に差はないと考えられ、上記(2)のとおり、諸外国でも基本的に複数方式を導入している例は少ない等の事情もある。</p> <p>こうしたことからすれば、複数の技術方式が国内規格とされた場合でも、受信端末の一層の普及による利用者利益の確保を考えれば、今後のいずれかの段階で技術方式が統一されることが望ましいと考えられることから、事業者においては、こうした点についての多面的かつ十分な検討が求められる。</p>	<p>現在の通信市場での、技術革新の早さ、事業環境の流動性を考えると、事業者がユーザ・ニーズや事業環境などを踏まえ、最適な技術方式を自由に選択出来る事が重要だと考えます。</p> <p>よって、事業者から複数の技術方式の規格化要求があった場合に、海外で採用されている方式を含め、国内規格とすることを検討することに賛成します。</p> <p>また、技術方式の統一に関しましても、競争促進の観点から市場の選択に委ねることが望ましいと考えます。</p>

46頁	3行目から 11行目	<p>第6章 今後のスケジュール</p> <p>1 全体</p> <p>2011年7月以降、速やかにマルチメディア放送が開始できるよう、総務省及び関係者においては、本報告書の提言を踏まえ、直ちに、制度面・技術面の双方に係る具体的な検討を開始することが求められる。</p> <p>この検討については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2009年中に、事業者の参入のための条件整備を行う ② 2010年半ばを目途とし、サービスを提供する事業者を確定させ、受信端末の開発・製造等の対応、送信設備の設置をはじめとする無線局の工事等の期間を確保する必要があると考えられる。 	<p>他国では既に同様のサービスが開始されており、実用段階の技術方式も存在します。</p> <p>日本の国際競争力確保の観点からも、本サービスが可能な限り早期に導入されることが望ましいと考えます。</p>
-----	---------------	--	--

以上